

新しい信託法の概要

信託法は、信託に関する基本的なルールを定めた法律です。新しい信託法では、信託に対する現代社会のニーズに十分に答えるため、そのルールを全面的に見直しています。



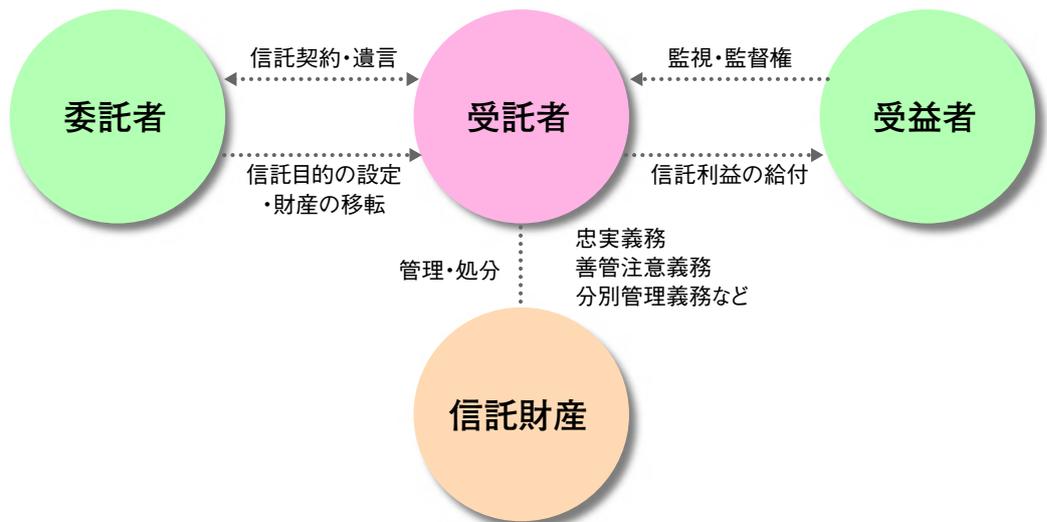
内 容

1. 信託とは
2. 新しい信託法制定の経緯
3. 新しい信託法の概要
4. 信託業法の改正
5. 信託の税制・会計
6. 金融商品取引法と信託
7. 今後期待される信託の活用のあり方



信託とは

信託とは、委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度です。



自益信託と他益信託

委託者と受益者は、同一人である場合（自益信託）もあれば、別人である場合（他益信託）もあります。

信託行為

信託行為としては、従来から認められている委託者・受託者間の信託契約や委託者による遺言のほか、新たに自己信託が認められました。自己信託は委託者が自らを受託者として信託を設定するものであり、債権者詐欺などの恐れがあることから、さまざまな濫用防止措置（5頁参照）が講じられています。

受託者の義務

信託は受託者が信託財産の名義人となって管理・処分などを行うものであり、受託者に対する信頼が前提となっています。そこで、信託法上、受託者に対してさまざまな義務が課されています。主な受託者の義務として、次のものがあります。

- **善管注意義務**…受託者は、信託事務を処理するにあたって善良な管理者の注意をもってしなければなりません。
- **忠実義務**…受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。
- **分別管理義務**…受託者は、信託財産に属する財産と固有財産（受託者の個人財産）や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

受益者の権利

受益者は、受託者に対して、信託行為に基づいて信託利益の給付を受ける権利を有します。また、このような権利を確保するために、受託者に対して帳簿閲覧請求や信託違反行為の差止請求などをする権利を有します。これらの権利を総称して、受益権といいます。

新しい信託法制定の経緯

1 新しい信託法の制定

旧信託法の制定

信託法は、大正11年（1922年）に制定されて以来、80年以上にわたり、実質的な改正がありませんでした。この信託法は、当時の弱小信託会社の乱立・不健全経営といった時代背景の下で成立したことから取締りのな性格を持ち、また、主として民事信託（例えば、個人間の財産管理）を念頭に置いたものでした。

商事信託の発展と信託への期待の高まり

しかし、信託制度は、特に第二次世界大戦以後、信託銀行による商事信託（例えば、貸付信託、年金信託）を中心に発展を遂げてきました。さらに、近年においては、商事信託の分野では新たな投資・金融スキームとしてのニーズが高まり、他方で民事信託の分野でも高齢社会の到来を背景に後見的な財産管理や遺産承継を目的とする家族信託への期待が高まってきました。

信託協会の活動

信託協会では、信託法の改正についてかねてより問題意識を持ち、昭和60年代より、信託に造詣が深い法学者と共同して研究会を組成し、商事信託法に関する立法論的研究を重ね、その研究成果については、平成12年の信託法学会のシンポジウムで「商事信託法要綱案」として発表した上で、平成13年に「商事信託法要綱」として公表しています。また、平成14年以来、規制改革要望でも、商事に即した信託関連法制の見直しを提言してきました。

新しい信託法の制定

このような背景の中で、政府においても信託法を見直しその現代化を図るための検討が始められ、平成16年9月には法務大臣から法制審議会に対して信託法の見直しに関する諮問があり、これを受けて同審議会では信託法部会を設置し、審議を進めました。同部会の審議結果は、平成18年2月に法制審議会において「信託法改正要綱」として決定され、法務大臣に答申されました。その後、同年3月に同要綱に基づく信託法案およびその整備法案が第164回通常国会に提出されましたが、継続審議となり、同年12月に第165回臨時国会において成立しました。平成19年7月には信託法施行令、信託法施行規則および信託計算規則が公布され、同年9月30日に施行されています。

2 新しい信託法制定に伴う信託業法の改正

新しい信託法の制定に伴う信託業法の見直しについて、金融審議会金融分科会第二部会・信託に関するWG合同会合において平成17年11月から審議され、平成18年1月に報告書「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」がとりまとめられました。この報告書に基づく信託業法の改正案（信託法の整備法案に含まれています）は、平成18年12月に、信託法案とともに成立しました。平成19年7月には信託業法関連の政府令が公布され、同年9月30日に施行されています。

なお、信託業法については、新しい信託法の制定に先立って、平成16年12月に抜本改正が行われています。信託業法の改正内容については6頁をご覧ください。

新しい信託法の概要

新しい信託法のポイント

- | | | |
|----------|-------------------------------------|--|
| 1 | 受託者の義務等の内容を適切な要件の下で合理化 | ①忠実義務に関する規定の合理化
②自己執行義務に関する規定の合理化 |
| 2 | 受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備 | ①受益者が複数の信託における意思決定方法の合理化
②信託監督人・受益者代理人制度の創設
③帳簿等の作成、保存等に関する規律の整備
④受託者の行為の差止請求権の創設 |
| 3 | 多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備 | ①信託の併合・分割の制度の創設
②受益証券発行信託、限定責任信託、自己信託等の創設 |

1 受託者の義務等の内容を適切な要件の下で合理化

[1] 忠実義務に関する規定の合理化

新 法	旧 法
<ul style="list-style-type: none"> ● 忠実義務に関する一般規定を新設した上で、広く受託者・受益者間の利益相反行為を制限する規定を新設。 ● 一定の要件（信託行為に利益相反行為を許容する旨の定めがある場合や重要な事実を開示して受益者の承認を得た場合など）を満たせば利益相反行為を許容（任意規定）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受託者と信託財産との間の取引に関する規定しか存在せず、忠実義務に関する規定が不十分。 ● 忠実義務に関して、強行規定と解する有力な見解が存在。

旧法の下では、市場価格がある財産であっても信託財産に属する財産を市場価格で受託者の固有財産が取得することや、信託財産売却の必要性があるにもかかわらず受託者以外に適当な売却先が見当たらない場合であっても受託者に対して売却することは許容されないという有力な考え方がありました。

しかし、このように形式的に受託者・受益者間の利益が相反する行為を全く許容しないという考え方は、あまりに硬直的な規律であり、かえって受益者の利益とならないとの指摘がありました。

そこで、新法は、一定の要件を満たせば利益相反行為が許容されることを明らかにしました。このように忠実義務に関する規定が合理化されたことによって、これまで以上に合理的な信託事務の遂行ができるようになります。受益者も、このメリットを享受することが期待されています。

[2] 自己執行義務に関する規定の合理化

新 法	旧 法
<ul style="list-style-type: none"> ● 信託の目的に照らして相当であるときには、信託行為に定めがない場合でも、受託者が第三者に信託事務の処理を委託することを許容し、受託者が第三者に委託することが許容される範囲を拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託事務の全てを受託者が処理することを前提とした規律。 ● 受託者が第三者に対して信託事務の処理を委託することは、信託行為に定めがある場合とやむを得ない事由がある場合に限定。

旧法の下では、信託行為に定めがなければ、特定の外貨に関わる投資のように受託者が自ら処理するよりも高い能力を有する専門家を使用した方が適当である信託事務や、受益者に対する書類発送のように受託者が自ら行うよりも第三者に委託した方が費用・時間的に合理的な信託事務であっても、原則として第三者に委託をすることができませんでした。

しかし、このようなことは、社会の分業化・専門化が進んだ現代社会においては、現実的な規律とはいえないとの指摘がありました。

そこで、新法は、信託行為に定めがなくても、信託の目的に照らして相当であるときには、受託者が第三者に信託事務の処理を委託することができるようにしました。このように受託者が第三者に委託することが許容される範囲が広がったことによって、これまで以上に合理的な信託事務の遂行ができるようになります。受益者も、このメリットを享受することが期待されています。

2 受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備

[1] 受益者が複数の信託における意思決定方法の合理化

新 法	旧 法
<ul style="list-style-type: none"> ●複数の受益者による意思決定を多数決で行うことを許容するとともに、受益者集会制度や決議に反対する受益者の保護などに関する規定を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ●主として受益者単数の信託を想定しており、受益者が複数の信託について適切な規定が存在しない。

旧法の下では、受益者複数の信託において信託設定当初には予期することができなかった事情によって信託行為を変更する必要が生じて、複数受益者の意思決定に関する適切なルールが存在しないため、変更困難を伴う場合があります。

そこで、新法は、複数受益者による意思決定を多数決で行うことを許容するなどの整備を行いました。これによって、受益者が複数の信託を合理的に運営することができるようになるとともに、受益者の権利行使の実効性・機動性が高められることとなりました。

[2] 信託監督人・受益者代理人制度の創設

新 法	旧 法
<ul style="list-style-type: none"> ●受益者が未存在の場合に信託管理人を選任することを認めるほか、受益者が特定・現存している場合であっても、受益者のために受託者の監督を行う者（信託監督人）や受益者のために受益者の権利を行使する者（受益者代理人）を選任することができる制度を創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ●受益者が不特定・未存在の場合に限って、受益者に代わって権利を行使する者（信託管理人）の選任を認めていた。

旧法の下では、受益者が高齢者である場合や受益者が多数に及ぶ場合のように、受益者が特定・現存している場合であっても、受益者に代わって権利を行使する者を選任するニーズがありましたが、これに応える制度がありませんでした。

そこで、新法は、信託管理人制度に加えて信託監督人制度・受益者代理人制度を創設し、これによって、信託個々の実情に即して、受益者の権利行使の実効性・機動性を高める仕組みを採用することができるようになりました。

[3] 帳簿等の作成、保存等に関する規律の整備

旧法の下でも信託事務や信託財産に関する情報開示制度は存在しましたが、新法では、受託者による信託事務の処理の適正を確保する観点から、受益者に対する情報開示をより合理的・実効的なものとするため、信託財産に関する一定の情報を定期的に受益者に対して提供する義務を新たに受託者に課すなどの規律の整備を行いました。

[4] 受託者の行為の差止請求権の創設

新法は、信託違反行為についての受益者の救済の実効性を図る観点から、事前の救済手段として受託者の行為の差止請求権を創設しました。

3 多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備

〔1〕信託の併合・分割の制度の創設

信託の併合（会社との比較でいえば合併に相当）と信託の分割（会社との比較でいえば会社の分割に相当）については、社会的なニーズは指摘されていましたが、旧法には規定が存在しませんでした。

そこで、新法は、信託の併合・分割の手続を明確化するとともに関係当事者間における適切な利害調整を図るために、新たに規定を設けました。

〔2〕受益証券発行信託、限定責任信託、自己信託等の創設

新法は、信託を多様な形で利用するというニーズに応えるため、新しい類型の信託を創設しました。

	新 法	旧 法
受益証券発行信託	<p>信託行為に定めを置くことにより、受益権を表示する有価証券（受益証券）を発行することができるようになりました。</p> <p>あわせて、受益権原簿や受益権譲渡の特例、受益証券に関する規定が整備されました。</p>	<p>受益権の有価証券化は、特別法（貸付信託法、投信法など）がある場合に限定されていました。しかし、受益権を有価証券化するニーズは特別法がある場合に限られないとの指摘がありました。</p>
限定責任信託	<p>受託者の責任が信託財産に限定される限定責任信託を創設しました。</p> <p>あわせて、債権者保護のための規定を整備しています。例えば、限定責任信託は、登記が要求されます。また、法務省令で定める方法により算定される給付可能額を超えて受益者に信託利益の給付を行うことはできません。さらに、受益証券発行限定責任信託では、一定以上の資産額の信託について、会計監査人の監査が義務付けられています。</p> <p>限定責任信託は、資産の流動化やベンチャー事業での利用が期待されています。</p>	<p>信託事務に関する取引から生じた債務については、受託者の固有財産と信託財産とが共に責任財産となるのが原則です。しかし、信託事務に関する取引から生じた債務について責任財産を信託財産に限定したいというニーズがありました。それを満たすためには、受託者が債権者と個別に責任財産限定特約を結ぶ必要がありました。</p>
目的信託	<p>受益者の定めのない信託（目的信託）を許容しました。ただし、一定の弊害防止措置（自己信託による設定の禁止、期間制限）を規定しています。</p> <p>目的信託は、市民活動やボランティア活動の受け皿などとして利用されることが期待されています。</p>	<p>目的信託は、公益信託を除いて、認められていませんでした。</p>
自己信託	<p>委託者が自ら受託者となる自己信託を許容しました。ただし、債権者詐害の恐れなどに対応したさまざまな濫用防止措置（公正証書など一定の書面でなされるべきこと、登記の整備、強制執行の特例、施行の1年延期など）を規定しています。</p>	<p>自己信託は、認められていませんでした。</p>

（注）なお、新法では、信託行為の定めによって、信託前に生じた委託者に対する債権に係る債務を受託者が債務引受すれば信託財産が引当てとなることが明確化されました。委託者が積極財産を信託するとともに、委託者の債務を受託者が引き受けることによって、事業（積極財産と消極財産の集合体）を信託したのと同様の状態を作り出すことができます（このような手法が、事業の信託と呼ばれることがあります）。



信託業法の改正

1 平成16年の改正

平成18年の改正に先立って、平成16年12月に信託業法の抜本改正がされました。この改正によって、新たな信託の担い手が増えることにより競争が一層促進され、信託のすそ野が広がるとともに、知的財産権等信託財産の多様化が図られました。

改正のポイント

1 受託可能財産の範囲の拡大

改正前

- 金銭 ●金銭債権 ●土地及びその定着物
- 有価証券 ●動産 ●地上権及び土地の賃借権



改正後

財産権一般

知的財産権
(特許権、著作権など)・
担保権等の受託も可能

2 信託業の担い手の拡大

改正前

信託兼営金融機関



改正後

信託兼営金融機関＋
信託業法に基づく信託会社等

- 信託会社（外国信託会社を含む）
- 管理型信託会社
（管理型外国信託会社を含む）
- グループ企業内の信託、技術
移転機関

信託サービスの利用者の窓口の拡大 ・信託契約代理店制度の創設 ・信託受益権販売業者制度の創設(注)

(注) 金融商品取引法施行後は、同法上の金融商品取引業として規制されています。

2 新しい信託法制定に伴う改正

新しい信託法の制定に伴い、信託業法が改正されました。主な内容は次のとおりです。

受託者等の義務

- 受託者の善管注意義務・分別管理義務等について、新しい信託法では原則として当事者間の契約により軽減が可能となりますが、信託業法においては、基本的には従来どおり受託者に義務が課されます。ただし、受益者保護上問題がない範囲内で見直しが行われ、例えば、動産・有価証券等については、物理的分別管理の代替として、帳簿上の管理が認められます。
- 受託者が信託業務を第三者に委託する場合には、基本的に従来どおり、委託先は受託者と同様に善管注意義務等の義務を直接負います（委託先の業務が信託財産の保管に留まる場合などを除く）。また、受託者は委

託先の行為について厳しい損害賠償責任を負います（委託者が関係者を指名した場合、または受益者の指図による場合を除く）。

新しい信託類型（自己信託）に対する規制

- 自己信託では委託者と受託者が同一となることを踏まえて、受益者の保護のため、通常の場合の規制に加え、信託設定が真正になされたことを弁護士、公認会計士、税理士等にチェックさせるなどの義務が課されます。
- 自己信託は、受益者（実質的な受益者を含む）が50名以上となる場合に信託業法の規制対象となります。

※平成16年改正時の信託業法附則第124条では「政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされており、また、今回の新しい信託法等に係る衆参両院の法務委員会における附帯決議では、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託についてその担い手として弁護士、NPO等の参入の取扱い等を含め、幅広い観点から検討を行うことを政府および関係者に対し求めています。

信託の税制・会計

1 税制

新しい信託法の制定等を踏まえ、平成19年度税制改正において信託税制の改正が行われました。その概要は次のとおりです。

信託財産から生じた収益に係る課税

[1] 受益者等への発生時課税

不動産や金銭債権の管理などの一般的な信託について、改正前は、信託財産に帰せられる収入・支出については、受益者が特定している場合は受益者が、受益者が不特定・未存在の場合は委託者が、信託収益の発生時に信託財産を有するものとみなして税法の規定が適用されていました。

改正後は、課税対象となるべき者の範囲について、ア 受益者としての権利を現に有する者と、イ 信託の変更権限および信託財産の給付を受ける権利を有する者とするとともに、信託財産に属する資産・負債および収益・費用がこれらの者に直接帰属するものとみなされることとされました。

[2] 受益者への受領時課税

合同運用信託や貸付信託について、改正前は、信託収益を受益者が現実に受領した時に受益者に対して課税されていましたが、改正後は、特定受益証券発行信託が追加されました。

[3] 受託者への法人課税

特定目的信託や一定の投資信託について、改正前は、受託者を納税義務者として法人税が課税されていましたが、改正後は、ア 特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託、イ 受益者等が存在しない信託、ウ 法人が委託者となる信託のうち一定の要件に該当するものが追加されました。

受益者連続型信託等についての相続税・贈与税の課税

受益者連続型信託、受益者等が存在しない信託などについて、相続税または贈与税の課税の規定が整備されました。

2 会計

信託の会計処理は、金銭の信託やその他の金融資産の信託については企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」や日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」などに基づいて行われており、不動産の信託については日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」などに基づいて行われています。

新しい信託法の制定等を踏まえ、平成19年8月2日、企業会計基準委員会から実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表されております。本実務対応報告は、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、新しい信託法による新たな類型の信託について必要と考えられる会計処理を明らかにしたものであり、その概要は次のとおりです。

■委託者及び受益者の会計処理（これまでの信託の一般的な分類による）

信託行為によって 信託財産とする財産の種類	委託者兼当初受益者	
	単数（合同運用を除く。）	複数（合同運用を含む。）
金銭の信託	Q 1	Q 2
金銭以外の信託	Q 3	Q 4

自益信託においては、多くの場合、信託財産とする財産の種類により「金銭の信託」と「金銭以外の信託」に分類され、さらにそれぞれ、委託者兼当初受益者が「単数である場合」と「複数である場合」に分類されます。このため実務対応報告第23号では、信託を4つ（Q 1～Q 4）に分類し、委託者及び受益者の基本的な会計処理を整理しています。

なお、新しい信託法による新たな類型の信託における委託者及び受益者の会計処理として、いわゆる事業の信託および自己信託については、基本的には上記の分類の枠内で整理され、また受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）については、原則として委託者の財産として処理することが適当とされております。

■受託者の会計処理

新しい信託法において、信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとするとしており、今後もこれまでと同様に明らかに不合理であると認められる場合を除き、信託行為の定め等に基づいて行うことが考えられますが、新しい信託法に基づく限定責任信託や受益証券発行信託などの会計処理は、原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準じて行うこととなります。



金融商品取引法と信託

金融商品取引法（以下、「金商法」）は、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保等のため、証券取引法を改組することにより、金融商品を横断的に規制する法律として、平成18年6月7日に国会で成立し、平成19年9月30日に施行されています。金商法における信託の位置付けについて概観すると次のとおりです。

〔1〕特定信託契約

信託の引受けを行う業務は「信託業」として信託業法が適用されますが、利用者保護ルールの徹底を図る観点から、同じ経済的性質を有する金融商品には同じルールを適用するという考え方の下、投資性の強い信託の引受けについては、「特定信託契約」として金商法の規制と同等性が確保されています。この「特定信託契約」は「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生じるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるもの」と定義されています。

〔2〕信託受益権のみなし有価証券化

投資信託、貸付信託および特定目的信託に加えて、受益証券発行信託の受益証券も金商法上の有価証券とされました。また、その他の信託受益権についても有価証券とみなして取り扱われることになりました。

〔3〕信託受益権の売買等に関する規制

信託受益権の「販売又はその代理若しくは媒介」はこれまで信託受益権販売業として信託業法により規制されていましたが、信託受益権のみなし有価証券化により、金融商品取引業として金商法により規制されることとなります。これに伴い、信託業法の信託受益権販売業者に関する条文はすべて削除されました。

〔4〕信託契約代理店

信託受益権のみなし有価証券化により、信託の受託者のみがその「発行者」となる場合、従来の信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理または媒介は、有価証券の発行者のために有価証券の取得の申込みの勧誘等を行う行為となり、有価証券の募集（私募）の取扱いと位置付けられ、第二種金融商品取引業としての登録が必要となります。

一方、委託者が信託受益権の「発行者」とされる信託について信託会社のために行う信託契約の締結の代理または媒介については、引き続き信託業法上の「信託契約代理業」として規制されることとなります。



今後期待される信託の活用のあり方

1 信託を利用した各種商品

現在、信託銀行・信託会社によって提供されている主な信託商品には、次のようなものがあります。

■ 主な信託商品、業務



(注) この他に、信託銀行等では、預金、貸出、為替、各種ローン、保険の販売など銀行業務の取扱いもあります。

■ アメリカの営業信託

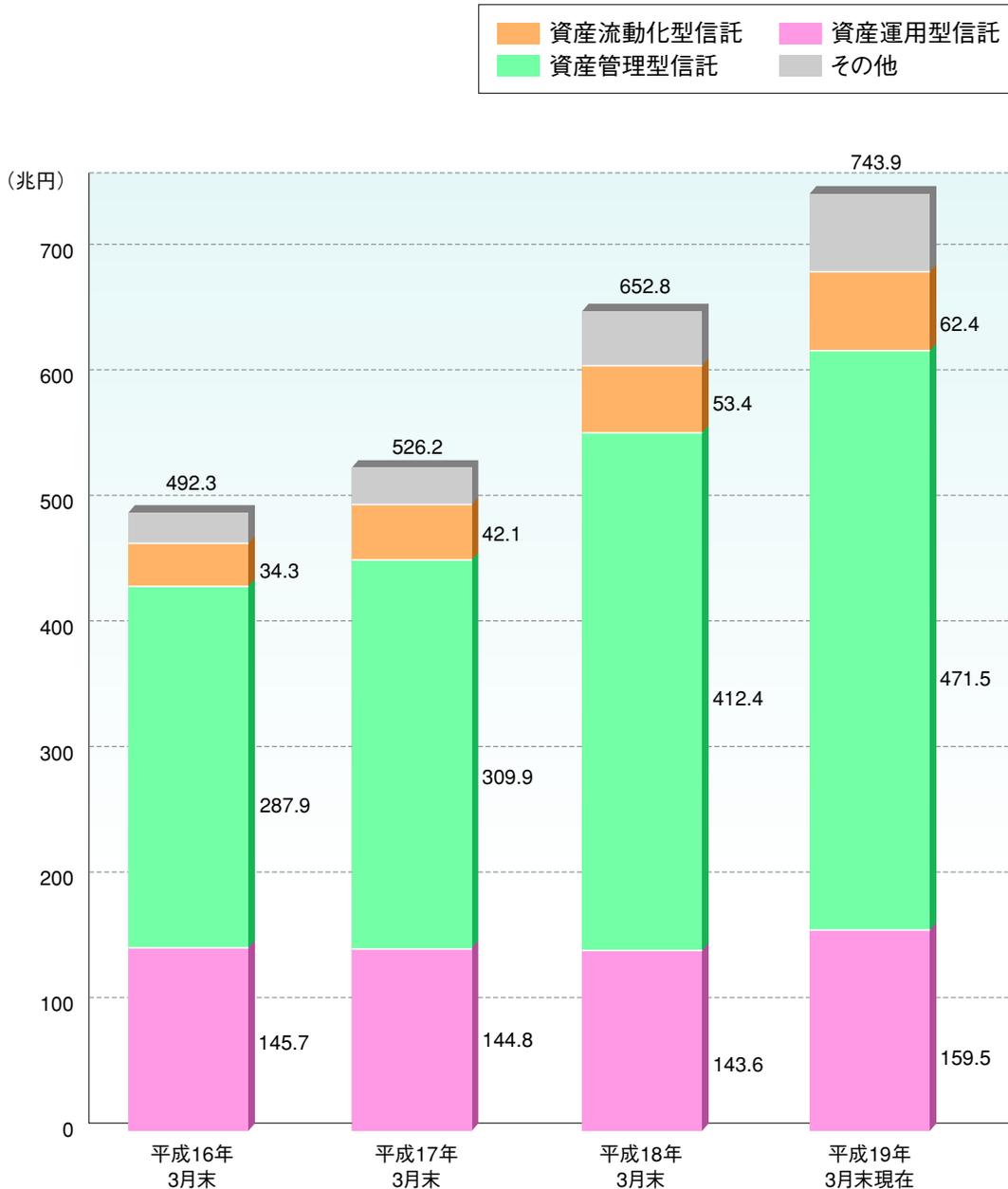
アメリカでは、19世紀から、銀行・信託会社による営業信託が盛んに行われ、現在に至っています。

アメリカの連邦預金保険公社の統計(2005年末現在)によると、規制当局によって信託業務を行うことが認められている機関数は、2,600社に及んでいます。また、信託財産(カストディ勘定に属する財産を含む)の総額は約88兆ドル(約10,560兆円)に及んでいます。大手の信託機関では、例えばステート・ストリート・コーポレーションやバンク・オブ・ニューヨークが、それぞれ約10兆ドル(約1,200兆円)の信託財産を保有しています。

2

信託の受託概況 (信託の機能別分類に基づく計数)

信託財産総額は、平成19年3月末現在で、743.9兆円となり、近年、大幅な増加傾向にあります。



資産運用型信託とは、受託者（信託銀行等）が自らの裁量により資産を運用する信託をいいます。代表的な商品として、年金信託などがあります。

資産管理型信託とは、受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいいます。代表的な商品として、投資信託や特定金銭信託などがあります。資産管理型信託の信託財産額は、近年において急増しています。

資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいい、金融機関、企業の財務の改善や資金調達の方法として利用されています。代表的な商品として、売掛債権を流動化するための金銭債権の信託や、企業が保有する不動産を流動化するための不動産の信託があります。資産流動化型信託の信託財産額も、資産流動化に対するニーズの増大を反映して、近年において急増しています。

3 今後期待される信託の活用のあり方

新しい信託法の制定や、それに先立つ平成16年の信託業法の改正によって、さまざまな分野における信託の活用が期待されています。ここでは、そのいくつかについて、ご紹介します(新しい種類の信託については、5頁参照)。

[1] 知的財産権の信託

新しい信託法の制定に先立つ平成16年の信託業法の改正によって営業信託における受託可能財産の制限が撤廃され、信託銀行・信託会社が知的財産権(特許権、著作権など)を受託することが可能になりました。知的財産権の信託は、知的財産を活用する手法として高い期待が寄せられています。

知的財産権の信託には、第三者による権利侵害からの保護や効率的な管理を目的として設定される管理信託や、資金調達的手段として用いられる流動化型信託が考えられます。

既に、企業が保有する特許権の一括管理を目的とした特許権の管理信託や、映画の著作権を信託財産として資金調達を行う信託が設定されています。今後、複数受益者による意思決定方法の合理化などが実現した新しい信託法の施行により、ますます知的財産権の信託のすそ野が広がることが期待されています。

[2] 担保権の信託(セキュリティ・トラスト)

担保権の信託は、シンジケートローンなどにおいて、担保権の管理を行う手法として高い期待が寄せられています。

シンジケートローンを担保付で行う場合、個々の貸付債権の譲渡に伴って担保権も移転するのでは、担保権の管理が煩雑となり、貸付債権の流通市場が発展しないと指摘がなされてきました。そこで、債権の移転にもかかわらず、担保権は同一人とどまって、この者が債権者のために担保権を管理するシステムが望ましく、このような担保権の管理を信託の手法を用いて行うのがいわゆるセキュリティ・トラストです。このスキームでは、債務者を委託者、担保権者を受託者(信託銀行・信託会社)、債権者(金融機関)を受益者として信託を設定することになります。

新しい信託法では、担保権の設定の方法による信託を明文で認めた上で、セキュリティ・トラストの円滑な実施のために、受託者による担保権の実行および配当金の受領に関する規律の整備がなされています。

■ セキュリティ・トラストのイメージ



[3] 受益証券発行信託(日本版預託証券(JDR))

日本の金融市場をより開かれたものにし、東アジア等の成長企業が円滑に資金調達を行える魅力ある金融市場とするため、信託の活用が検討されています。新しい信託法で認められた受益証券発行信託(5頁参照)を活用した日本版預託証券(JDR: Japanese Depositary Receipt)の創設です。

その仕組みは、海外の企業が自国で発行する株式を信託銀行等に信託し、それによって発行される受益証券発行信託の受益証券を日本の証券取引所に上場することで、従来より簡便で円滑な日本での資金調達が可能とするものです。

[4] 家族信託

わが国の信託は、これまで商事信託を中心に発展してきましたが、民事信託の分野でも高齢社会の到来を背景に後見的な財産管理や遺産承継を目的とする家族信託への期待が高まってきました。

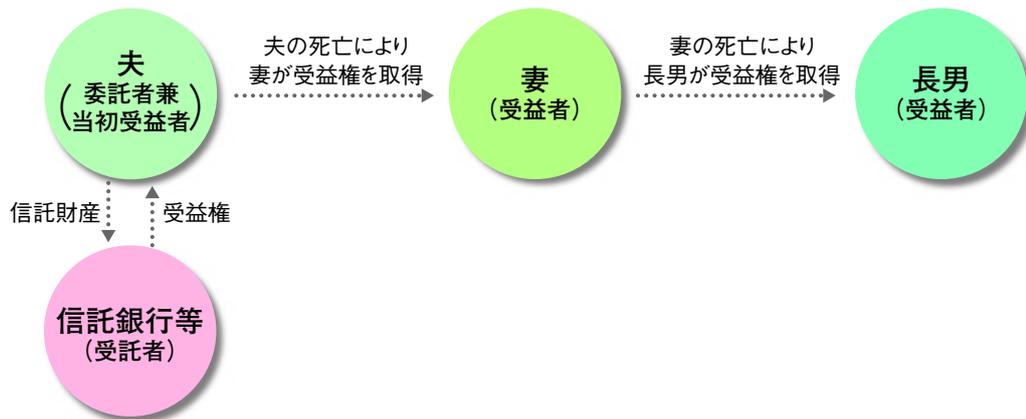
そこで、新しい信託法は、家族信託を念頭に置いた規定を整備しています。

第1に、**遺言代用の信託**に関する規定を設けています。遺言代用の信託とは、例えば、委託者が受託者に財産を信託して、委託者自身を自己生存中の受益者とし、自己の子・配偶者などを死亡後受益者（委託者の死亡を始期として受益権または信託利益の給付を受ける権利を取得する受益者）とすることによって、自己の死亡後における財産分配を信託によって達成しようとするものです。委託者が死亡後受益者を変更する権利を有することや、死亡後受益者は委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しないことなどとされています。

第2に、**後継ぎ遺贈型の受益者連続**に関する規定を設けています。後継ぎ遺贈型の受益者連続とは、例えば夫が生前は自らを受益者として、夫の死後は妻を、妻の死後はさらに長男を連続して受益者とする旨を定める信託です。従来このような信託は相続法との関係などから問題があるとの見解もありましたが、新しい信託法は、遺留分制度に服することを前提として、また、期間的な制約を課した上で、このような信託が有効であることを明確にしました。

このように家族信託に関する規定が整備されたことにより、個々の家族の事情にあわせて生存配偶者や子女の生活保障、個人事業の承継などを実現するための手段として、信託の有用性がますます高まることとなりました。

■ 後継ぎ遺贈型の受益者連続のイメージ



[5] 目的信託（地域活動、市民活動のための信託など）

新しい信託法では、受益者の定めのない信託（目的信託）が一般に認められることになりました（5頁参照）。従来、受益者の定めのない信託は、自然保護や学費助成など公益を目的とした信託（公益信託）に限って認められていました。新しい信託法では、この制限がなくなるため、より身近な使い方が見込まれます。例えば、地域における災害復旧、子育て支援、ボランティア活動支援など、幅広く社会的ニーズに応える仕組みとして、活用されることが期待されています。

[6] 公益信託法制改正への期待

公益信託とは、委託者（個人や企業など）が拠出した財産を受託者に信託し、受託者が一定の公益目的（学術、技芸、慈善など）に従い、その財産を管理・運用して、不特定多数の方のために役立てるものをいいます。

公益信託は、昭和52年に信託銀行が取扱いを始め、その後、個人の資産蓄積や企業の社会貢献活動の高まりなどを背景に着実に増加し、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力、まちづくりや自然環境保護活動への助成など幅広い分野で活用されています。

公益信託については、新しい信託法に規定がなく、改正前の信託法の公益信託に係る規定を引き継ぐ形で「公益信託ニ関スル法律」に規定されています。公益信託は、公益法人（特に財団法人）と類似の機能・規律を有しており、公益法人法制の改正と平仄をあわせることが必要であったため、新しい信託法では手当てせず引き続き検討することとされたのです。

公益信託は今後も民間公益活動の一端を担うべくその発展が期待されているものであり、今後、一層の改革が進められることが期待されています。

信託協会の概要

1. 目的および事業

信託制度の発達を図り公共の利益を増進することを目的として、

- ①信託の観念を普及し、その利用に資すること
- ②信託業の理論と実務を研究し、その改善に資すること
- ③信託の発展のための各種提言等の活動

などを行っています。

認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体として、加盟会社の個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

2. 組織

信託協会の組織としては、総会、理事会および理事会を補佐する機関として一般委員会、さらにその下に各種委員会、部会等を置いています。

事務局は、企画室、総務部、業務部、調査部、個人情報保護推進室、信託相談所および信託文献センターをもって組織されています。

■ 信託相談所

信託協会では、信託銀行、信託会社等を利用されているみなさまに対するサービスの改善を図るため「信託相談所」を設置し、信託業務等に関するさまざまなお照会やご相談、加盟会社の信託業務等に対するご要望や苦情を受付けています。

相談受付時間 午前9時から午後5時15分
*土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く
電話 0120-817335 (フリーダイヤル)

■ 弁護士会仲裁センター利用のご案内

信託協会では、加盟会社に対する個人のお客さまからの苦情に係る紛争の解決に向け、公正、迅速に対応することを目的として、東京弁護士会、第一東京弁護士会および第二東京弁護士会と提携しています。苦情が解決していないお客さまは、東京の三弁護士会の仲裁センターをご利用いただけます。

■ 信託文献センター

信託協会では、信託研究の振興を図るため、「信託文献センター」を設置し、信託に関する内外の文献・資料を収集のうえ、信託に携わる研究者および実務家の閲覧に供しています。

信託関係の邦文献については、戦前のものを含めほとんどが収蔵されており、また、海外文献についても、充実を図っています。

開館時間 午前9時から午後4時30分
*土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く

信託協会加盟会社一覧 (平成19年10月1日現在)

社員

- 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
- 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 住友信託銀行株式会社
- みずほ信託銀行株式会社
- りそな信託銀行株式会社
- 株式会社りそな銀行

準社員

- JPモルガン信託銀行株式会社
- エス・ジー・信託銀行株式会社
- 野村信託銀行株式会社
- 株式会社しんきん信託銀行
- 農中信託銀行株式会社
- 日証金信託銀行株式会社
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- オリックス信託銀行株式会社
- 株式会社琉球銀行
- 株式会社静岡銀行
- 株式会社八十二銀行
- 株式会社広島銀行
- 株式会社伊予銀行
- 株式会社群馬銀行
- 株式会社阿波銀行
- 株式会社佐賀銀行
- 株式会社肥後銀行
- 株式会社四国銀行
- 株式会社千葉銀行
- 神奈川県信用農業協同組合連合会
- 日立キャピタル信託株式会社
- 株式会社朝日信託
- 株式会社日本エスロー信託
- 株式会社日本流動化信託
- ステート・ストリート信託銀行株式会社
- バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社
- 日興シティ信託銀行株式会社
- あおぞら信託銀行株式会社
- 新生信託銀行株式会社
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 資産管理サービス信託銀行株式会社
- 株式会社三井住友銀行
- 株式会社沖縄銀行
- 株式会社常陽銀行
- 株式会社中国銀行
- 株式会社百十四銀行
- 株式会社福岡銀行
- 株式会社西日本シティ銀行
- スルガ銀行株式会社
- 株式会社山口銀行
- 株式会社東邦銀行
- 株式会社新銀行東京
- 株式会社整理回収機構
- ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社
- DB信託株式会社
- トランスバリュー信託株式会社
- ライツ信託株式会社
- ファースト信託株式会社

■ 信託協会ホームページ

新しい信託法の施行にあわせ、信託協会のホームページが新しくなりました。



信託協会の新しいホームページでは、信託にご関心のある方のために「はじめての信託」、信託をもっと知りたい方のために「もっと信託」のコーナーを新設し、掲載内容を充実するとともに、ご利用されるみなさまの視点に立ち、機能面での利便性を図りました。

詳しくは、<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/> をご覧ください。



〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル6階
電話03 (3241) 7135
home page <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>